

令和8年3月4日

令和8年第1回  
まんのう町議会定例会会議録

まんのう町議会

令和八年第一回

まんのう町議会定例会会議録  
(三月四日)

まんのう町議会

# 令和8年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第20号

令和8年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和8年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和8年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月4日（水曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

11番 白 川 皆 男                      12番 松 下 一 美

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦              事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、白川皆男君、12番、松下一美君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 日程第2、一般質問を行います。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1問目の質問を許可します。

**○常包恵議員** おはようございます。議長の皆さん、また、執行部の皆さん、ふれあい放送をお聞きの皆さん、おはようございます。4番、常包です。どうぞ今日もよろしくお願ひいたします。

花粉症になりまして、ちょっとお聞き苦しいところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。

明日は二十四節気の一つ、啓蟄ということで、冬眠をしていた、眠っていた虫たちが起きて、土の中から出てくると、はい出してくるといような、今から活気づくような、そういう季節になると聞いております。

早いもので今年も2か月が過ぎ、そして春分、お彼岸まであと半月という状況になりました。執行部の皆さんには、年度末の準備等でお忙しいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思いますが、先ほど啓蟄のお話をしましたが、今から元気を出して活動していくということで、私自身も上着を1枚脱いで元気にやっていきたいなど、このように思っておるところであります。

前置きが長くなりましたが、議場にお越しの皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、改めておはようございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。4番、常包です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思ひます。昨日に引き続きの一般質問ということで、執行部の皆様には丁寧で分かりやすい御答弁よろしくお願ひいたします。

今回は2問、農業用水を消防水利に今まで以上に活用できないか。仲善クリーンセンター廃止後のごみ収集体制についてお伺ひいたします。

それでは、最初の農業用水の活用についてお尋ねいたします。

その前にタブレットの一般質問、令和8年、令和8年第1回定例会、常包のフォルダーをお開きください。

昨日撮ってきた写真です。雨が降っておりまして、ちょっと煙っておりますが、木斛池、亀越池、満濃池の現況です。また、亀越池につきましては、しゅんせつ工事のために貯水量は、今、ゼロとなっております。

池のほかに、亀越池から長尾、炭所東地区へパイプラインの農業用水、まんのう東部幹線のパンフレット、そして、2問目の仲善クリーンセンターの写真を載せておりますので、見ていただけたらと思ひます。

それでは、質問に戻ります。

町内で昨年11月に1件、今年1月に2件の建物火災が発生しました。林野火災も昨年2件でしたが、今年は1月に1件、2月に2件と、既に3件発生しております。

火災の被害を最小限に抑えるために、仲多度南部消防、そして地域の消防団の皆様の活動に心から感謝を申し上げます。

昨日、一日中雨が降ったわけでありまして、今回の私、消防水利、水が少ないという問題を取り上げたわけですけど、質問通告をした途端に雨が降り出しまして、先月25日には4か月ぶりに県内まとまった雨と。多度津で48ミリ、滝宮で36.5ミリと、2月としては観測史上最も多いような雨が記録されたということが報道されました。

それを受けて、香川用水も一時的に制限が解除されたのですが、残念ながら、また2次制限が始まったとお聞きしております。

質問した途端に雨が降ったわけなんですけれど、しかし、今後、明日、あさってですか、少し週末は雨が降るようですけど、その後はまた天気が続くということが気象予報士の方がおっしゃっておりましたので、まとまった雨が期待できないということも言われております。

昨年秋から年末年始、ほとんど雨が降らずに、30年に一度クラスの干ばつと申しますか、少雨ということが新聞とかにも出されておりました。

一級河川土器川、私の家の横に土器川が流れておるわけですけど、本当に水位が下がって、土器川から取水をしている用水路につきましてもほとんど流れておらず、からからの状態が続いておりました。

その中で、先ほど申し上げましたような火災もたくさん残念ながら発生したという状況だと理解しております。

そういうことで、火を消すには水がないと消えないということでもありますから、その水源をどのように確保していくか。一つは消火栓、上水道に設置をされています消火栓やそれを利用している防火水槽、そしてそれを補うというような形で農業用水が活用されていると思います。

山間部においては、補うというか、特にため池が重要な中心的な水源になっている地域も多いのではと感じます。

ですが、ため池については、冬場には水質改善と申しますか、たまった土砂のしゅんせつが有効という形で、これは土地改良のほうのパンフレットなんですけど、池干し、しゅんせつがため池の水質を改善するには有効ですよということが言われております。そういうふうには池干しをしているところが多くあると思いますし、香川さぬきではそういうことが以前からされてきたと聞いております。

土地改良の考え方、農業、ため池の保全の立場からは、そういうことも理解はできるんですけど、先ほど言いましたように、ため池の水が重要な消防水源というふうな地域もあると思います。そういう地域の方、ため池の近くでお住まいの方にとりましては、ため池に水があることが、たまっていることが安心感といいますか、何かあったときに消してくれるとか、そういう安心感につながっているというふう聞いております。

その中で、先ほど池干しの話をしましたが、池干しをしているため池は、現在、まんのう町内ではどのくらいあるのでしょうか。毎年、池干しをしなくてもよいのではないかとこのようにも感じます。そして、近くにため池があるのなら、どちらかは水をためたままにできないでしょうか。町や土地改良区がため池の管理者との調整はできないでしょうか、お示してください。

また、雨が少ない香川県まんのう町でも、最初に言いましたように、パイプラインによって農業用水を有効に活用する、ため池の水を有効に活用するために用水路が造られております。そういったパイプラインに消火栓を設置して活用するということはできないのでしょうか、併せてお示しいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ため池や満濃東部幹線などの農業用水管路を消防水利に活用できないかとの常包議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、議員御指摘のとおり、本町の中山間地域におきましては、大きな水源がため池である地域が少なくございません。また、水道未給水地域も存在しております。

近年、山林火災や建物火災が発生している状況を町としても重く受け止めております。実際、平成18年には仲南地区において落雷による山林火災が発生し、香川県の防災ヘリと徳島県からの応援防災ヘリ、さらには、仲南地区消防団の活動により鎮火に至ったという事例もございました。

次に、消防水利の基本的な考え方ですが、現在、本町ではまんのう町地域防災計画に基づきまして、防災基盤整備を推進しているところでございます。特に防火水槽や消火栓等の水利の確保は、建物火災等において大火への抑止には不可欠でございます。消防水利の不備な地域に対しましては、消防庁の定める消防水利の基準に基づき、順次、整備を行っているところでございます。

次に、農業用水の消防水利としての活用につきましては、議員御提案の既存の用排水路を消火用水利として有効活用するという考え方につきましては、平成27年度の予算審議におきまして、議会からも同様の意見をいただいております。

具体的には、防火水槽や消火栓を設置することよりも、既存の用排水路を消火用水利として有効活用できる仕様とすることのほうが、緊急時の水利の利便性と投資経費の縮減を図れるのではないかと御意見でございました。この考え方は大変合理的であると認識いたしております。

ただし、農業用水管路を消防水利として活用するためには、幾つかの課題がございます。

第一に、取水施設の整備でございます。消防車両が迅速に給水できる取水口や吸管投入口の設置が必要となります。

第二に、水利権や管理権限の調整でございます。農業用水は、本来、農業用として整備されたものでございますので、土地改良区や水利組合との協議・調整が不可欠でございます。

第三に、水量の確保でございます。特に渇水期や非かんがい期における、水量の確保が課題となります。

第四に、管路の耐久性でございます。消防用として使用する場合の管路への負荷や維持管理体制について検討が必要でございます。

今後の取組方針ですが、町といたしましては、議員御提案のため池や農業用水管路の防火活用につきまして、以下の方針で検討を進めてまいります。

まず第一に、既存のため池の消防水利としての指定・活用でございます。ため池は一定の水量を常時確保しておりますので、消防水利として指定することが可能かどうか、南部消防と協議を進めます。

第二に、満濃東部幹線などの農業用水管路につきましては、土地改良区や関係機関と協議を開始し、技術的な可能性と法的な課題を整理してまいります。

第三に、農業用水施設につきましては、消防水利としての活用を視野に入れた仕様とすることを検討してまいります。

第四に、国庫補助事業や起債事業などの財政措置を積極的に活用し、防火水槽の設置も継続的・計画的に行ってまいります。

結びになりますが、中山間地域における消防水利の確保は住民の皆様の生命・財産を守る上で極めて重要な課題でございます。議員御提案の既存施設の有効活用という視点は、限られた財源の中で効果的な防災体制を構築する上で大変有意義であると考えております。

今後、関係機関と十分に協議を重ね、実現可能な方策を検討してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○大西樹議長 4番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。総括的な考え方をお示しいただきましたが、まんのう町にため池台帳ですかね、登録されている池が835あるとお聞きしました。その中で南部消防のほうでため池管理者と協議して、町内36か所の、町外もありましたが、現在、36か所のため池において、非常時、山林火災時に防災ヘリが取水可能、水を取れるかどうかという、可能としている池が36あるそうです。

ただ、先ほど亀越池の写真をお示ししましたが、現在、水がありませんので、そういうようなため池の貯水状況については、連絡は南部消防にはないというふうに、池干しをしているとかいうことについての連絡がないそうなんです。現時点においては、火災予防のパトロールであるとか、周知活動の際にため池の状況を南部消防の職員が確認して、可能な限り把握して、それを南部消防の隊の中で共有するというで体制を整えているというふうにお聞きしました。

私、先ほど言いましたように、池干しをすることも大切だろうし、必要なことだろうと思います。その状況を、お互いに、先ほど町長言われましたように、可能な限り消防水利に活用するという方向で、町として間に何か情報を連携する仕組みをつくっていただきたいというふうに思うんです。情報の共有が、お互い、南部消防にも、町にもあんまり入ってないんかも分らん、ひょっとしたらため池の状況については、ため池管理者にはお任せしているという中で、管理の状況、水を抜くとかを含めて、町役場なり土地改良区のほうへも情報が細かくは入ってないんかも分かりませんが、ある程度、防災的に重要なため池も指定されていると思うんです。先ほど835の池が台帳に登録されている、小さな池もあるかと思いますが、重要な池というか、大きな池については、ある程度、お互い連絡調整できるようなことができないかということ併せて、もう一度、お考えいただきたいと思います。

それから、一つ紹介いたしますが、パイプラインの関係も、工法的なことも含めて研究していくというお話がありましたが、行革甲子園というのがあるんですかね、ジチタイワークスという本が議員にも配られてきてますけど、その中に載っていた福岡県苅田町というところ、そこは水は豊富なところで、西条のように地下水が結構あって、逆に公共浄水が整備が進んでいない町ということで、その中で火災が発生してしまって、全焼してしまったと。そのことを受けて、農業用水路に、先ほど申しましたパイプラインに消火栓をつけて、今後備えているというような例が載っていました。そこは井戸水が豊富で、水が豊富な町というところで、防火水槽も1つしかなかったようなところであって、そういうところを補う意味で、パイプラインを活用するところを取り組んだということが載っていましたので、また確認もいただきながら、参考にさせていただけたらと思っております。

もう一度、ため池管理者、町、土地改良区、消防との連携についてお考えがあれば願

いしたいと思います。

**○大西樹議長** 建設土地改良課長、川原涼二君。

**○川原建設土地改良課長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

西条市のお話が出ましたが、西条市は水が豊富で、水道水も無料の区間があるというようなところで、水道料金も要らないというようなお話を聞いたことがあるようなところで、そういったような事例があったというようなお話でございしますが、まんのう町につきましては、水が不足しているような町でございします。おっしゃられたように、ため池の有効活用というのは大事な点ではあろうかと思ひます。

ため池管理者として地元の水利の方にお願ひしているわけですが、町が間に入って管理の調整というのは少し時間がかかるのかなと。今すぐにどうこうというところは難しいと考へております。

ただ、これから渇水などいろいろな災害に近いような状況になろうかと思ひますので、そういった点もこれから検討していかなければならないということは確かだろうというふうに考へます。

また、国営農地防災事業というのを平成5年から20年ぐらゐまでやったんですが、その中で、満濃池幹線に水がありますので、それをせき止めて消防用水として利用するというような、せき板の制作等を行って、南部消防のほうにせき板を持っているような状況もございしますので、そういったような利用の仕方もしているという点も御報告しておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございしました。思ひは一つなわけで、災害を少なくする、被害を少なくするために、それぞれの施設を有効に活用するという視点で協議をしていただきたいなと思ひています。

先ほど、今年30年に一度の少雨と、雨が少ないと言われながら、2月の末に観測史上最高の雨が2月として降るというふうには、非常に天候が不順といひますか、大きく変動するという、今年の夏もどうなるのか非常に心配であります。

昨年、ゆる抜きをしたときに、満濃池も余水ばけを超えてなかつたんじゃないかなと思ひますよね。そういう状況で、雨がどんだけ降るのかも分からない中で、降った雨を有効に活用いただきたい。池は当然農業用の目的でためた水ですから、それが第一義でありますけれど、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひています。

また、先ほど消火栓、防火水槽の答弁が少しあつたようにも思ひますが、消火栓、防火水槽の設置基準はどのような形になっているのか、そして、今現在のまんのう町にある整備されている消防設備、消火栓、防火水槽等の設備については、それはある程度十分なもののなか、どのようにお考へなのか。そして、今後、整備していく予定は考へているのか。そして、その整備は町から申し出るのか、また、南部消防のほうから町のほうに提言があるのか、その辺、どういう仕組みになっているのかお示しいただけたらと思ひます。

先ほど申しましたように、水道の未給水地、水道も通っていないような山間部においては、防火水槽の位置づけ、役割がより大きいというふうにも思います。整備計画について、改めてお示しいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、消火栓、防火水槽などの消防設備は現状で十分か。今後の取組予定はどの御質問にお答えいたします。

まず、本町の消防設備の整備につきましては、まんのう町地域防災計画に基づき、防災基盤整備を推進しているところでございます。

特に防火水槽・消火栓等の水利の確保は、建物火災等において、大火への抑止には不可欠でございます。消防水利の不備な地域に対しましては、消防庁の定める「消防水利の基準」に基づき、順次、整備を行っているところでございます。

具体的な整備実績といたしましては、令和3年度には琴南総合センターの旧施設駐車場に防火水槽を設置いたしました。令和6年度には琴南地区西谷活性化センター前にある第3分団2の防火水槽を辺地債を活用し、整備いたしました。令和7年度には消防団第8分団の町内唯一の消防ポンプ車を発注いたしました。この車両は平成15年の購入から22年が経過し、老朽化及び劣化が著しい状況でございました。火災発生時に確実な水量の確保と安定的な消火活動を可能にするため、緊急防災・減災事業債を100%充当して発注を行い、8年度中に納品される予定でございます。

議員御質問の、現状で十分かという点につきましては、率直に申し上げまして、まだ改善の余地がございます。

第一に、中山間地域における消防水利の確保でございます。山間部では常備消防である仲多度南部消防組合とは遠距離であるとともに、地形的条件から消火用水が極めて乏しい地域が存在しております。万が一、当該地域において火災が発生した場合には、河川や防火水槽などの消防水利からポンプ車への中継送水など、地元消防団の迅速な活動が不可欠となります。

第二に、防火水槽の鍵の統一化でございます。防火水槽の開閉の鍵が数種類あることが確認されております。緊急時に問題となりますので、今後設置する防火水槽につきましては、メーカーが変わっても開閉する鍵はできる限り同一にするという方針で対応しております。

第三に、消火栓の設置条件でございます。消火栓につきましては、基本的には75ミリ以上の水道本管から接続する必要があります。布設条件等もございますので、関係所管課と協議・調整をしながら、必要に応じて、順次、施工を行ってまいります。

今後の消防設備整備の取組予定につきまして、以下、5つの方針で進めてまいります。

第一に、継続的・計画的な防火水槽の整備でございます。防火水槽の整備には多額の経費が必要となりますので、国庫補助事業制度等の財政措置を今後とも積極的に活用し、要望地区の水利状況や他の公共事業の計画を考慮に入れ、防火水槽の設置を継続的・計画的

に行ってまいります。

第二に、消火栓の計画的整備でございます。水道本管の布設状況を確認しながら、75ミリ以上の管が通っている地域におきましては、できるだけ多くの消火栓の設置を水道企業団と協議しながら進めてまいります。

なお、消火栓の設置は町が行いますが、緊急時に速やかに使用できるよう、点検・管理につきましては、仲多度南部消防組合が実施しております。

第三に、消防団の充実強化でございます。災害時に消防団は地域防災力の中核を担う重要な組織でございます。具体的には消防団員の処遇改善、資機材の整備及び更新、消防屯所の新築・改築を行ってまいります。

第四に、消防車両・機器の計画的更新でございます。消防車両につきましては、老朽化の状況を的確に把握し、車検の残存期間などを勘案しながら、計画的に更新を実施してまいります。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債を積極的に活用してまいります。

第五に、既存施設の有効活用の検討でございます。先ほどの質問で御提案いただきましたため池や農業用水管路の防火活用につきましても、関係機関と協議を進め、既存施設を有効活用する方策を検討してまいります。

今後も地域からの要望を丁寧にお聞きしながら、消防水利の確保に努めてまいります。

また、先ほど御提案いただきました既存施設の有効活用という視点も取り入れながら、効果的な防災体制の構築を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。ぜひ効果的な消防体制の構築をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、町だけやなしに、町、土地改良区、南部消防との協議を十分にお互いに協議をして進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、1番目の質問を終了します。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** それでは、2つ目の質問、仲善クリーンセンター廃止後のごみ収集体制についてお尋ねいたします。

善通寺市、琴平町、まんのう町が利用している仲善クリーンセンターの使用が令和9年度で終了し、10年度から丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町、中讃広域の管内2市3町のごみ処理は丸亀市土器町の浜街道の北側、海の端にあります塩田の埋立地の中にありますクリントピア丸亀に統合されると聞いております。数年前に中讃広域の方が議会のほうに説明に参ったと思っております。

10年度からですから、あと2年後になりますね。2年後に私たちのごみ収集、ごみ処理体制が大きく変わります。

ごみの問題は私たち日々の生活に欠かせません。生活すれば必ずごみは発生する。その

ごみを処理するのは、燃えるごみ、燃えないごみ、そして粗大ごみ、いろいろなごみがありますが、そのごみの種類によって収集・処理体制が変わると思います。最初に言いました、仲善クリーンセンターが廃止されて、クリントピア丸亀に統一される、そういうことについて、ごみの収集・処理体制、私たちの生活に欠かせないごみの処理はどういうふうになっていくのか、これまでの検討状況、2市3町における協議の状況、そして、中讃広域2市3町での今までの確認状況、ここまで決まってるよということについてお示しいただきたいと思います。

クリントピア丸亀は海の端ですから、役場からでも片道40分近くかかるのではないかと思います。そんなに普通車で走るわけにはいきませんから、通行することができない、ごみを乗せて走るということになると、かなり時間がかかります。しかし、遠いんだけれども、可燃ごみ、燃えるごみなんかの一時的な置場は設置しないとお聞きしています。

私たちが今もクリーンセンターに、時々、大きなごみを持っていったりしますね。自分で持ち込む場合はどのようになるのでしょうか。

また、御苦労いただいて有害鳥獣を捕獲いただいていますけれど、町内の有害鳥獣、イノシシが多いですけれど、そういう捕獲した有害鳥獣の処分方法についても、どのようになるのでしょうか。

そして、つい先般、中讃広域の持込みですかね、ごみ処理の料金が新聞に載っておりましたが、料金について決定しているのであれば、併せてお示しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、仲善クリーンセンター廃止後のごみ収集について、これまでの検討状況、自ら持ち込むごみ、不燃ごみの収集・処分、料金についての御質問にお答えいたします。

仲善クリーンセンターは本町を含む中讃地域の構成団体2市3町の様々な共同処理事務の一つとして、善通寺市、琴平町、まんのう町で発生した可燃性の一般廃棄物の焼却処理施設として設置されています。

また、丸亀市にある「クリントピア丸亀」は、丸亀市及び多度津町で発生した一般廃棄物の処理施設として設置されています。

常包議員の御質問のとおり、中讃広域行政事務組合と構成市町の協議の結果、現在利用しています仲善クリーンセンターは令和10年2月で受入れを終了し、令和10年3月よりクリントピア丸亀に一般廃棄物の処分は一本化されることになっております。

この決定に至る経緯につきましては、仲善クリーンセンター、クリントピア丸亀ともに平成9年に竣工し、稼働より20年以上が経過し、令和9年度末までに稼働から30年を迎えることとなっており、これまでどおり稼働を継続するためには、いずれの施設も延命化を図るための基幹的設備の改良工事が必要となっておりました。

令和元年度の中讃広域行政事務組合においての試算では、仲善クリーンセンターでは5

5億円、クリントピア丸亀では80億円と多額の経費が必要とされ、仲善クリーンセンターにつきましては、地元自治会との協定により、令和10年3月末をもって操業を停止することになっておりました。

そのような中で、クリントピア丸亀については、中讃広域2市3町のごみ処理に対して十分な処理能力を有していたことから、基幹的設備改修工事はクリントピア丸亀のみで実施し、クリントピア丸亀への一本化が決定されることとなったものでございます。

可燃ごみの一時仮置き場所となる中継施設については、これまでの検討した結果では設置は決まっておきませんので、ごみを直接持ち込む場合には、処理施設のクリントピア丸亀へ直接持ち込んでいくこととなりますが、引き続き、住民サービスの低下を軽減できるよう検討を継続してまいりたいと考えております。

また、住民自らが処理場に持ち込むごみについてですが、仲善クリーンセンターは可燃性ごみのみ対象でしたが、クリントピア丸亀では、可燃ごみ、粗大ごみ、イノシシなどの有害鳥獣の死骸などの可燃性ごみに加えて、不燃ごみについても持ち込める施設となっており、クリントピア丸亀での不燃ごみの処理については、町が収集したごみも含めて、破碎・選別工程を経て、鉄、アルミを資源として回収し、少量化された不燃ごみが最終処分場のエコランドに搬入されることとなります。

また、イノシシなど有害鳥獣の処理に関しては、別途、近隣市町の民間処理施設と協議を実施しているところではございますが、処理手順や所在地自治体の同意など、解決する課題により確定はしていない状況でございます。

ごみの持込みに係る手数料につきましては、物価や労働単価の上昇により処理原価が年々上昇している中、クリントピア丸亀では、手数料の見直しは平成17年度以降検討されておりました。

環境省の一般廃棄物処理有料化の手引においては、おおむね5年に一度の頻度で手数料の見直しを行うことが適切とされており、ごみ処理原価の実績や環境省が推奨する一般廃棄物会計基準で算出した処理単価と比較しても乖離が生じている状況でございました。手数料改定による処理原価との乖離の是正を行うことで、収入の増加による施設運営に対する市町負担金の占める割合が4分の3から3分の2に縮減されるとの試算もあり、受益者負担の観点から、中讃広域行政事務組合の令和8年2月定例議会において、クリントピア丸亀の一般廃棄物処理手数料が改定されることとなりました。

手数料の改定の時期につきましては令和9年4月1日からとし、住民から持ち込まれる家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみにつきましては、10キログラム100円から200円に、会社や店舗などの事業所からの事業活動による事業系ごみについては、可燃ごみのみが対象で、10キログラム200円から300円に改定されることとなりました。

また、仲善クリーンセンターの手数料につきましては、稼働停止までの期間が1年間となることから、混乱を招かないために、現行のまま家庭系、事業系ともに10キロ200円を継続することとなっております。

なお、施設の利用上ルールやごみの分別に関する詳細につきましては、今後の協議等により変更となる部分もございますので、施設の一本化やごみの分別ルールなどについて、他の市町とも歩調を合わせながら、住民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** 御丁寧な答弁ありがとうございました。

ただ、本当に遠いんですね、ここから。役場から三、四十分、琴南なり仲南の山間部からしたらその倍近くかかるという状況でありますので、きちんとした処理をしてもらうためには、住民の利便性ももう少し検討いただきたいなというふうに思いますので、もう少しどういうふうにしたらいいか、それと同時に、今、お話しいただいたような経過も住民の皆さんに十分お示しいただいて、説明していただいて、納得していただくことがまず大切なのかなというふうに思います。

仲善クリーンセンターを直すとすれば、55億円必要になるんですよと。それを善通寺、琴平、まんのうで負担していくということになるとどうなるんかということも含めて、こういうごみ処理体制にせざるを得ない、コストの面からも含めて、そういうこともきちんと住民の皆様にも負担も含めて説明いただくことがまずは大事なのかなと思いますので、あと2年となりましたので、ぜひ丁寧な御説明をまずお願ひし、住民の声を聞いていただいて、対応をお願ひしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。町政懇談会でもあまり出てなかったと思うんですよ、説明も。だからきちんとより丁寧な説明をお願ひしたいと思います。

それから、ごみ袋の関係も、それぞれ2市3町で、今、個別に作っておると思います。統一した袋にすれば、それだけ安くなるとも思いますし、そういうことも検討されているのかどうか、また、するとすれば記載内容、書く内容についても検討が必要かとは存じませんが、ちょっと細かい話になるかも分かりませんが、せっかくごみ袋、少し、私、改良していただいたんですけれど、そんなことも関係していくと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

あと、ごみの運搬が遠くなるということで、当然、住民の皆さんの負担が増えるということも同時に、今、業者の方にごみ収集をお願ひしています。その委託費用も当然増えてくるだろうと思います。これから夏場へ向かって、可燃ごみの量、重さが当然増えてまいります。可燃ごみだけじゃなくて、ごみ全体の減量化に向けて、そしてまた、分別収集、分ければ資源というふうなごみの処理を、ごみ減量化の啓発を、今後、どのような形で進めていくのか、お示しいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、可燃ごみ運搬距離が長くなることによる委託経費の増大見込みはどのくらいか。経費節減につながるごみ減量化の（体積、重量）啓発はについての御質問にお答えいたします。

クリントピア丸亀にごみ処理施設が一本化されることにより、収集後の処理施設までの輸送距離が長くなり、委託経費は増加が見込まれるところでございます。

クリントピア丸亀までの収集運搬に係る距離と時間の増加に関して、本庁、支所、出張所を起点とするこれまでの試算では、1回当たりの収集運搬に際して平均片道約12キロ、それに伴う移動時間が追加が必要となってまいります。

現在のところ、委託経費の増加額について試算はできておらず、発注に係る設計内容に関わる部分でございますので、明確に増加額について申し上げることができませんが、移動距離の増加により、燃料費、搬入のための運転者の人件費などが追加で必要となってくるものと考えております。その辺りを加味した形で、令和9年度以降の業務委託契約に向けて設計に取りかかってまいりたいと考えております。

次に、経費削減につながるごみ減量化の啓発についてですが、令和8年3月号の広報誌でもごみの減量化について掲載して啓発を行っているところでございます。ごみ処理経費の削減、また、二酸化炭素排出の削減など、環境負荷の軽減のため、引き続き、水切りによる生ごみの減量、ごみの分別、4R運動の促進、食品ロスの削減など、ごみの減量化のため、周知・啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。

最後に、仲善クリーンセンターはあと2年で機能停止するということでもあります。今のクリーンセンターは借地の部分があるとお聞きしておりますが、今現在の建物、土地について、利用方法、活用方法についてはどのような形が想定されているのか、今現在、お示しできる部分があればお示しいただきたいと思っております。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、今後、仲善クリーンセンター用地（施設）はどうなるのかについての御質問にお答えいたします。

仲善クリーンセンターの跡地につきましては、クリントピア丸亀への焼却施設の一本化に併せて、中継施設としての跡地利用について検討がなされました。

解体工事に際しては、周辺や作業環境に対して講ずべき措置も多く、現在の焼却炉の停止後に解体・撤去を実施し、施設の整備を行うためには、3年から4年の期間が必要となります。

また、従来どおりの収集量に対する規模の中継施設には多くの費用も必要であります。立地場所としては望ましいものの、クリントピア丸亀への一本化には間に合わず、その設置までの期間には何らかの方策が必要であることから、跡地の中継施設としての利用は難しいと判断しているところでございます。

このような状況から、中讃広域行政事務組合として跡地の利用は決定しておらず、地元との覚書により、令和13年3月31日までに解体・撤去を行い、更地とすることまでが

決定している状況でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 4番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。

私たちの生活になくってはならないごみの収集、処理、運搬処理、このことは町役場で収集した、今の協議の内容を含めて、ぜひ、先ほど申しましたように、私たち議員、そして住民の皆さんにできるだけ早く、そして詳しく説明いただいて、合意ができるように、理解ができるように、よろしくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

この間、4年間、本当にたくさんの質問をさせていただきました。丁寧な御答弁をいただきました。今後とも住み続けたいなるまちづくりに向けて、一緒に汗をかいていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○大西樹議長** 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計におきまして、10時40分までといたします。よろしくお願い致します。

**休憩 午前10時23分**

**再開 午前10時40分**

**○大西樹議長** 休憩を戻しまして、一般質問を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、1番目の質問を許可します。

**○真鍋泰二郎議員** 1番、真鍋泰二郎でございます。よろしくお願い致します。

先般、全4回の養成講座を受講いたしまして、まんのういきいき体操推進員になりました。この体操なんですけども、ストレッチ、筋トレ、脳トレの3つが組み込まれておりまして、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム、認知症予防、また、メンタルヘルスの効果があるそうでございます。町民の皆様には、午後3時に音声告知放送、いわゆるオフトークで流れていますので、よく知っている方も多いかと思います。

このいきいき体操推進員というのは、個人での活動とグループでの活動と2種類あるようなんですけど、私のほうは一緒に受講した方4名とチームひまわりという名前のグループを結成しまして、今後、活動していくこととなります。これから体操のお兄さんとして新たに活動してまいりたいと思いますので、今後の新しい活動の一つとして頑張っていきたいなと思います。

そこで、議場の皆さん、告知放送をお聞きの皆さん、町民全員の皆さんに、ぜひ毎日午後3時にオフトークでいきいき体操流れておりますので、一旦、仕事の手を止めていただいて、いきいき体操をやっただけたらと思います。今のは健康増進課からのお知らせであります。

では、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

本日は地籍調査と災害復旧、ハイキングコースの整備の大綱2点お伺いいたします。御答弁よろしくお願ひします。

まず1点目、地籍調査と災害復旧についてお伺いいたします。

南海トラフ巨大地震の発生が現実味を帯びてきています。そうした中、我が町においても、これまで防災・減災の観点から、避難体制や防災倉庫の整備など、様々な取組が進められております。また、議会においても多くの議員から質問、提言が行われています。昨日も同僚議員より、防災・減災の新たな取組や避難所の開設体制等の質問があったところであります。

そこで、本日、私からは少し視点を変えまして、不幸にして災害が発生した後の復旧・復興に関する質問をしたいと思います。

地震や土砂災害によって地形が変わった場合、家屋や土地の境界が不明確となり、所有範囲の特定が困難になります。その結果、再建事業に支障を来し、復旧・復興の遅れにつながるケースがあると聞いております。

逆に考えますと、境界が確定しているということは、早期の復旧・復興につながると考えられます。その意味で、地籍調査の成果はまさに復旧・復興の基盤となるものです。

我が町では、琴南、仲南地区は既に地籍調査を終えております。そして、満濃地区では3町合併前の昭和63年から現在まで、約38年の長きにわたり進められてきた地籍調査がいよいよ大詰めを迎えておりますが、今後、この成果をどのように防災・減災、そして復旧・復興の場面で生かしていくお考えなのでしょうか、大きく3点お伺いします。

まず、災害復旧における地籍調査の役割について伺います。

地震や土砂災害等により地形が変化した場合、土地境界の不明確さが復旧の支障となるが、町として地籍調査をどのように位置づけているのか、また、現在の地籍調査の進捗状況についてお示してください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員の、地震や土砂災害時に土地境界の不明確さが復旧の支障になるが、町として地籍調査をどのように位置づけているのか、また、地籍調査の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

近年では、地震や台風、豪雨など、自然災害が多発し、甚大な被害が各地で見受けられます。このような災害が発生した場合、土砂災害発生により建物や道路の崩壊、地震発生により地形が変化する場合など、一筆ごとの土地の境界が不明確になり、復旧を遅らす原因になると考えられます。

このことから、地籍調査の普及と地籍調査の進捗は災害復興において極めて重要な役割を果たすと考えております。土地利用する場合、地籍調査は大きな関連があり、「災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍

図等が必要不可欠のため整備する」ことを位置づけ、地籍調査事業を計画的に進めているところでございます。

つきましては、現在の地籍調査の進捗状況は建設経済常任委員会で資料等を添付しております。

簡単に説明いたしますと、地籍調査事業につきましては、令和7年度から旧満濃地区の大字長尾地区で現地調査を実施いたしております。まんのう町は災害後の迅速な復旧及び土地取引の円滑化等のためにも重要である土地の境界等を明確にする地籍整備の推進のため、第7次国土調査事業十箇年計画を作成し、香川県が県内の地籍調査を実施している各市町から10か年の調査計画を集約し、国へ申請をしています。

その計画では、現地調査を令和10年度の完了を目標に地籍調査事業を実施しております。現地調査完了後、登記完了まで2年間かかります。

また、地籍調査事業を円滑に進めるため、既に令和8年度実施区域の関係する自治会長様に対して「協力員選出説明会」を令和8年2月13日になごみ館で開催し、御理解と御協力のお願いをしたところでございます。

最後になりますが、災害発生後の復旧・復興をいかに迅速かつ円滑に進めるかについて焦点を当てますと、地籍の普及と地籍調査の進捗は災害復興において極めて重要な役割を果たすと言えます。このことから、まんのう町全域の地籍調査完了に向けて、計画的で効率よく地籍調査事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 非常によく分かりました。

進捗状況ですが、令和7年度から長尾地区のほうが始まるということで、以前、建設経済常任委員会の質疑でも、令和10年に調査のほうは完了するというので、過去に委員長報告もあったようにも思いますが、その後2年、登記までかかりますよね。大体令和12年ぐらいに終わるのかなという、今、実感しております。

先ほど答弁にもありましたように、境界をはっきり分かる形ということで、地籍簿、地籍図というのが非常に大事だということがよく分かりました。今から最後の本当に大詰めの期間なんだなとは思いますが、しっかりと調査を進めていただいて、今後に備えていただけたらと思います。

次に、少し具体的な話ということで、災害復旧の際に地籍調査の成果、先ほど地籍簿とか地籍図という話がありましたけども、そういった成果をどのように生かしていくのか、具体的な手法についてお伺いしたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員の再質問、地籍調査の成果をどのように災害復旧の現場で生かすことができるのかについての御質問にお答えいたします。

地震や土砂災害等が発生した場合、公共インフラの復旧や個々の土地等の復旧について

も、地籍調査が実施している地域、まだ地籍調査が実施していない地域では、復旧・復興する期間が大幅に違ってくると考えております。

地震により公共インフラの道路等が崩壊などした場合、地籍調査を実施している場合、土地の境界を座標値（世界測地系）で管理するため、迅速・正確に境界を復元できますが、地籍調査を実施していない地域では、復旧に当たり、まず土地の境界の確認から始める必要があります。

参考に、大きな地震が発生した2016年熊本地震と2024年能登半島地震を比較すると、地籍調査の進捗率が高かった熊本県に対して、未着手の地域が多い石川県では、震災からの復興にかかる負担が大きく変わるだろうと思われま

す。香川県の農政課では香川県の地籍調査を毎年7月に更新しています。その資料の中に都道府県別地籍調査実施状況が記載されており、令和6年度末現在の進捗率は、熊本県は87%で全国6位、石川県は15%で全国40位です。香川県は86%で全国7位の進捗率で、全国では上位に位置しているところでありま

す。このことから、地籍調査が実施されていない場合は、大地震により引き起こされた地盤沈下や津波により、土地の境界を示すくいがなくなったり、設置されていた境界標の位置が変動し、住宅の再建に支障が出たり、隣接地との境界を巡るトラブルが発生することも想定されます。その場合は、土地所有者の立会い等により境界の確認を得るなど、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となることから、復旧・復興が遅れる要因にもなります。

一方で、事前に地籍調査を実施していた自治体では、正確に境界を復元できるので、公共インフラの道路や各種公共施設等、自ら所有・管理する公共用地について適正に管理するため、官民境界の復旧をするときや、隣地の所有者等から求められた場合にも役立ちま

す。また、民地境界においても、災害により建物が倒壊し、倒壊家屋を除去した場合、隣接地との境界ぐいがなくなって、境界が不明確な場合でも、同様に境界を復元できるので、役立つことから、被害状況の把握や住民の生活再建において、比較的スムーズな対応が可能だと考えられます。

地籍調査は一筆ごとの調査をしておりますので、様々な現場で活用できますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 微に入り細に入り、非常によく分かる御答弁だったと思います。

先ほど町長の答弁にありました全国の地籍調査の進捗率と申しますか、ちょっとタブレットのほうに、私もちょっと使おうと思って、タブレットに入れさせてもらってます。一般質問、令和8年、第1回定例会、真鍋議員資料というところで、ちょっと下のほうになるんですけど、地籍調査進捗率というのがあって、令和6年度末時点の調査ですね。先ほど町長の答弁でもありましたけど、2016年の熊本地震があった熊本は右のほうですね、

87%、香川が少し左に寄って86ですかね、それで先ほど話にも出た2024年の能登半島地震のあった石川が15ということで、これは非常に差があります。

これを見てると、北海道、東北、九州というところは非常に進んでおるんだなと思います。四国の中では徳島県が50%を切っていて、少し遅れてるのかなとは思いますが、これを見ると、本当に関東、中部、そして北陸、近畿、その辺りがすごく遅れてるといのが分かります。

先ほど御答弁でもありましたように、本当にこの境界、一筆ごとの調査ですので、公共施設、道路、そして民地と民地、官地と民地、この境がすごくはっきり分かるわけで、これは災害復旧にとって非常に重要なものだと、今、実感しております。御答弁よく分かりました。

そこで、一筆ごとの調査ということなんですけども、今の答弁の中で、地籍調査によって正確に境界が復元できるという話だったんですけども、過去の地籍調査の中で、筆界未定地というのがあると聞いておるんです。筆界が確定していない土地、境界が確定していない土地があると、先ほどの話から言うと、災害後の復旧の際に境界をめぐるトラブル、また手続、工事の遅れといった障害があると思うんですけど、町内の筆界未定地の状況はどのようになっておるのか、お示しいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの再質問にお答えいたします。

参考資料として当時の資料を参考に、昭和63年から令和6年度末まで筆界未定を年度ごと、地区ごと、件数、筆数の一覧表を作成しましたので、タブレットの一般質問、令和8年、令和8年第1回定例会、真鍋議員一般質問資料の中の筆界未定一覧表（昭和63年から令和6年）に掲載していますので、御覧ください。

今、真鍋議員から御質問がありました筆界未定の詳細ですが、高篠地区15件、52筆、四條地区3件、7筆、神野地区9件、39筆、吉野地区16件、88筆、長炭地区6件、15筆、昭和63年度から令和6年度までの旧満濃地区の合計49件、201筆の筆界未定地がありました。

ただし、筆界未定地の解消になっている土地もあるかも知れませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 資料の提供ありがとうございます。各地区ごとで出てるんですけども、これは多いのか少ないのかというのがちょっとあれなんですけど、全体から言うと、これは多分少ないほうなんだなと思います。

個人的な感想なんですけど、四條地区、地元なんで目についたのかもしれないんですけど、割と町場というところは住宅が建ってて、宅地が開発されてる中でこういう境界がはっきりしたのかなとも思いますし、高篠地区の15件というのは多分初期なので、まだ長いスパンがあるので、また代が変わってからでええがとか、そういう感じもあったかもしれ

れません。

恐らく平成の後半ぐらいになってから、長炭地区になってから、多分、地籍調査の意味合いというのを住民の方にすごく理解していただけて、その中でももちろん説明に回った地籍調査課とか役場の方の御努力もあるんだと思うんですけど、令和に入ってからなんかは、元年に1件2筆というのがありますけど、ほぼない状況です。地籍調査というのが一体どういう意味合いなのかというのが啓発できたら、境界をちょっと決めるときに、先祖代々の大事な土地なので、やっぱりデリケートなところはあると思うんですね。日本語にたわけという言葉があると思うんですけど、愚か者という意味です。自分の田んぼを分けるような行為をするのは愚か者だという意味で、たわけというらしいんですけども、なかなか土地のことはデリケートなので、非常に難しかったんでないかなと思うんですけど、筆界未定地がこの調査の段階ではこれだけで、今、町長の答弁で、時代を経るごとに解消している可能性もあるということで伺いました。現況はよく分かりました。

既に終了しているということなんですけれども、今、報告があったところは調査が終了している箇所なんですけど、少なからず残ってるわけで、今後、個別に境界を確定する際には、別途費用かかると、まあまあ大きなお金がかかると聞いています。

こうした筆界未定地の解消に向けて、町として取り組んでいく考えはあるのか、また、どういうことが取り組めるのか、その辺りをお示しいただけたらと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの再質問にお答えいたします。

筆界未定地の解消につきましては、最初に、筆界未定となる原因から説明いたしますと、①土地所有者の間で境界についての意見の相違や紛争がある場合、②官地と民地の境界について意見の相違がある場合、これにつきましては、法定外公共物（農道・水路）の幅が民地側に入る場合などが考えられます。また、③土地所有者が不立会で境界の確認ができない場合など、様々な原因が考えられます。

このような原因で筆界未定になった場合、関係する方々の個々の問題であり、関係する方々で話し合い、関係する土地所有者同士が境界について同意して初めて筆界線が確定し、登記ができるようになります。

このことから、地籍調査が完了している地域の筆界未定地を解消するには、土地の所有者として登記されている人などが土地家屋調査士などに相談や依頼を行います。依頼された土地家屋調査士などが法務局に申請し、その申請書に基づいて、筆界特定登記官が外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度である筆界特定制度がありますので、御利用いただけたらと思います。

筆界特定制度などの申請をするため、土地家屋調査士などに依頼をした場合、隣接土地所有者全員との立会いを実施し、境界確定や測量費用、実測図作成、境界申請代理費用等の様々な経費が発生し、自己負担になりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後に、筆界未定地の解消に向けて町としてどのように取り組んでいく考えかにつつま

しては、まず、筆界未定地の解消も大切なことですが、町としてはできる限り筆界未定にならないようにすることに努めております。

最初に、地籍調査を実施する地域では、自治会長様に御協力をいただくために、協力員選出説明会や地域から選出された協力員説明会、土地所有者に対して地籍調査説明会の開催を実施いたしております。このような説明会を開催するたびに、筆界未定になる原因や筆界未定になった場合のデメリット等を説明しております。

地籍調査説明会では、丸亀法務局の登記官をお招きして、地籍調査事業の内容や筆界未定についても説明をしていただいております。

また、現地調査を実施のときに土地所有者の間で境界について意見の相違がある場合でも、自治会長様をはじめ、自治会から選出された協力員、水利関係者の方など、多くの方々が地区内の取りまとめ、相談等、円満解決のために御協力をいただいております。

このことから、土地所有者、個人個人だけではなかなか解決できないことも、地域の関係者が御協力をいただいているおかげで、筆界未定の発生が抑制されていると考えております。

今後、地籍調査事業を円滑に進めていくには、ここにおられる議員の皆様方におかれましても多々御協力をお願いすることがあると思いますが、御理解と御協力をお願いして、真鍋議員の質問の答弁とさせていただきます。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** どうして筆界未定が起こるのかというのがよく分かりました。その後に筆界解消の特定精度等々を使って、土地家屋調査士さんとかに入らせていただくと経費はかかると。ただこれは個々の問題であって、行政としてできることというのは、まず筆界未定にならないということで、自治会長とか協力員さんにしっかりとした説明を、最初の答弁でもありましたように、長尾地区ではなごみ館で説明会をしたということで、個々の問題を解決、空き家問題なんかもそうなんですけども、個人の財産に対してなかなか行政が入っていくのは難しい。ただ、持ち主さん、所有者さんに誠心誠意御理解いただくと、それがまず大事で、あとは先ほど答弁にもありましたように、法務局の登記官の方に来ていただいて、事業の説明とかデメリットは何なのかということをお伝えすると。その上で事業に入っていくという、本当に大事なことだと。なかなか簡単なようで難しいところではあると思うんですけども、やっぱり誠意を伝えるというのは大事なことで、今から始まる長尾地区、円満解決ということで進んでいけたらいいなと思います。

今ほどの町長の答弁の中で、筆界未定が起こる原因の一つとして、土地境界の不立会ということが今あったと思うんですけども、今、空き家問題でもそうなんですけど、町内に所有者さんがいない、土地の所有者さん、建物の所有者さんがいないという事例があると思います。その際、土地の境界の不立会、また、事業の説明の際にいないとかいう場合はどのように対応されているのか、ちょっと個別なことになるんですけど、教えていただけたらと思います。

**○大西樹議長** 地籍調査課長、宮崎雅則君。

**○宮崎地籍調査課長** 真鍋議員さんの再質問にお答えします。

例えば、先ほど言った空き家と一緒に、土地所有者がいない場合、こちらのほうでは、まず最初に所有者の相続人等を戸籍なんかを取って調べております。まず、相続人が判明した場合は、そちらのほうに通知を送っております。だからこちらのほうで住んでいなくても、相続人の方には必ずこちらのほうから出すようにしておりますので、今回のときでも、去年のときでも、神戸の方とか、やっぱり県外の方がたくさん、今、増えております。

しかし、不立会になる場合があったら、今度は筆界未定を取らざるを得なくなりますので、逆にこちらのほうから、現地に来られない場合は委任状を出していただいております。その委任状というのは、まず第一に親戚の方がこちらにいる場合、やっぱり親戚の方が一番よろしいかと思うんで、2番目が、先ほど栗田町長さんの答弁でもありました協力員さん、地元の自治会長さんなりよくその地域を知っている方の委任状でよろしいかどうかで返信封筒を送って対応しておりますので、御理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 県外在住者の方にも委任状等で対応しているということで、よく分かりました。やっぱり親戚の方、また、地元の方は意外と境界のこととか、それ以外のことでもいろんなこと知ってるんですね。協力員さん大事にしたいなと思います。

では、結びになりますけども、町として総合的な見通しとして、地籍調査の成果の活用方針についてお伺いしたいと思います。

大規模災害が発生した際、地籍調査の成果を生かすことで、町全体の復旧・復興がどのように円滑になると考えているのか、町としての総合的な見通しと今後の活用方針をお示しくください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、大規模災害が発生した際、地籍調査の成果を生かすことで、町全体の復旧・復興がどのように円滑になると考えているのか。また、町としての総合的な見通しと今後の活用方針についての御質問にお答えいたします。

近い将来、大規模災害の発生が予想され、切迫性が指摘されている大規模地震の一つが関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するとされる南海トラフ地震で、今後30年以内に発生する確率が80%程度とされており、いつ発生してもおかしくない状況でございます。

このような大規模な災害が発生した場合、私たちの生活を一瞬にして奪い、その復興には長い時間と労力が必要となり、そんな中で土地の所在や境界が明確になることは行政のより迅速な支援を可能とし、住民のより円滑な生活再建につながることから、地籍調査は復興の出発点とも言える存在だと考えております。

このことから、町全体の復旧・復興をいかに迅速化できるのかが焦点になりますが、災害復旧に時間がかかればかかるほど、ライフライン（電気・水道・ガス）の不通長期化、

飲料・物資不足による健康や生活環境の悪化、地域社会の崩壊や人口流出などの連鎖的被害をもたらします。

また、放置された残土や流木による二次災害のリスクが高まり、復興に向けた社会・物流機能のさらなる低下を引き起こす可能性が高まり、町全体の復旧・復興が遅れることが想定されます。

このような場合、地籍調査を実施していれば、震災や土砂崩れなどで土地の形状が変わった場合でも迅速・正確に境界を復元でき、復旧・復興活動を大幅に短縮できると考えております。

公共インフラの道路の復旧、公共施設の復旧、住宅の再建等が急務となりますが、地籍調査の成果を利用し、現地に元の境界の復元をすることが可能になります。

このことから、事前防災対策として、計画的で効率よく地籍調査事業を進めていきたいと考えております。

なお、活用方針については、地籍調査が完了した地域で土地売買や宅地造成の農地転用などに幅広く利用されております。

今後は、それに加えて旧満濃地区の地籍調査が完了すれば、固定資産の適正化や公共物の管理などに活用していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 非常によく分かりました。まずは災害の復旧、それに加えて今後の土地の利活用といいますか、造成とか、そういったいろんな使い方があるんだなど、地籍調査の成果には、よく分かりました。

今回の質問で第一眼目としては災害の復旧・復興ということでお伺いしたんですけど、本当に地籍調査と災害の復旧復興に大きな関係があるんだなということを、今、非常に実感して、目からウロコといいますか、よく分かりました。

ちょっと地籍調査の進捗状況、先ほどもお示した全国のやつを見ていただきたいんですけど、国交省の地籍調査ウェブサイトというのがあって、検索したら、本当に全国の地籍調査の現況というのが出てくる、そういう全国地図で出てくるすごいサイトがあって、それを見て、そこからちょっと抽出させていただいたんですけども、一番左端、全国で53%ということで、地籍調査は終戦の6年後、昭和26年から始まったそうなんですけど、半世紀以上が経過してんですけども、令和6年度末の時点で、全国の半分の地域がまだ調査をやっていないのか、残っているという、そういう状況なんです。

全国的にどの辺りが遅れてるか、どこが進んでるかということは先ほどもお話しさせていただいたところなんですけど、もう一つ資料をつけて、県内の地域調査の進捗率というのが、これも北海道から沖縄まで全市町村別の数値が出てる表があったので、そこからこういう棒グラフの形で抽出させていただいたんですけども、我が町、まんのう町のところは97%と出てたんですね。建設経済常任委員会での資料とは少し誤差があるんですけど

も、抽出の方法とかが違うのかなと。また、旧琴南町、満濃町の分も含まれてますので、そこでの違いかなと思うんですけど、進捗度合いとしては非常に高いところにあるかと思えます。地図で表示されとったら、終わっているところは赤で表示されるんですけど、町内の長尾地区のところを残してほぼ真っ赤です。もう終わっている状態というところなんですけれども、いわゆるまんのう町は地籍調査の先進地と言えるんでなかろうかなと思えます。

少し前に和歌山県伊都郡の3町の議長さん、副議長さんがまんのう町議会のほうに御訪問いただいたときに、議場を見学していただいて、その際に、地籍調査課というこれを見て、まんのう町は地籍調査課があるんですねという非常に感心されておまして、まんのう町は地籍調査もあと大詰めなんですよという話をさせていただきました。力を入れてる事業なんだなと思えます。残りあと少しでありますけれども、また引き続き頑張ってくださいなと思えます。

旧満濃町の話になってしまうんですけども、地籍調査が始まったのが、先ほど来、話にも出てますが、昭和63年です。今、それから38年ほどの年月を経て今日に至っておるわけですけども、非常に壮大な事業である地籍調査です。

当時5歳だったかわいい少年は、現在42歳のこんなおじさんになってしまいました。しかし、これはまだまだ終わってません。今後、令和10年に調査が終わり、検査、登記などで完了するのが2年後ということでございました。これまでに何人もの人が関わってきたことと思えます。中でも従事された職員の方の御苦勞は並々ならぬものであったと拝察いたします。個人の財産である土地に関することですから、それはそれはいろんな場面に出くわしたことと思えます。気苦勞もあつたと思えます。その割には、はた目には、正直なところ、課長、怒らんといてください。地味で地道な作業ばかりやつたと思えます。そんな地籍調査なんですけども、今日の一般質問の御答弁いただきまして、その成果は我々の生活に大きな利益をもたらすものであると思えます。改めて、関わってこられた職員の皆さん、また、協力員の皆さん、また、御理解いただいた土地所有者の皆さんに敬意を表したいと思えます。

あと少しでこの地籍調査は完了いたします。地籍調査やそこで得られた成果というのは、未来に誇れる大切なものだと私は確信しております。地籍調査課の皆さんには、胸を張って最後までやり切っていただきたい、このように思います。

それでは、1つ目の質問をこれにて終わります。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○真鍋泰二郎議員** 2つ目、残り10分ですね。何とかいけるかな。

次に、ハイキングコースの整備ということで質問させていただきます。

我が町には隣接する丸亀市、綾歌町にまたがる城山、猫山、これは長炭地区、先ほど地籍調査でも出ました長尾地区にあるんですけども、その城山、猫山がありまして、地元

長炭地区を中心に住民の方にも親しまれていますが、その実態は綾川町の、これ、国土地理院のホームページですと、大高見峰（おおたかみぼう）と書いてあったんですけど、どうも地元では「おおたかんぼう」と言われてるそうです。その綾川町の大高見峰とともに綾歌三山と呼ばれ、丸亀市側では綾歌森林公園をスタート地点とするハイキングコースが設定され、山中の道も地元ボランティアの協力により整備されています。また、そうした取組によりまして、誘客にもつながっているそうです。

一方、我が町側に山中の小道や林道が存在するものの、十分に活用されていない状況にあります。しかしながら、ハイキング客の中には、我が町側への道を熟知し、長炭地区の長尾や金剛院のほうに降りてくる方もおられます。

長尾方面の道でありますと、北山というあたりの地区になるんですかね、その辺りに降りてこられるようで、そこにありますカフェのほうで休憩したり、いろいろお買物したりして、再び山に登っていくような感じで楽しまれているようです。

また、金剛院方面では城山、猫山と縦走し、阿弥陀越えと呼ばれるあたりから林道金剛院線に接続しておりまして、金剛院の集落に降りてくることもできます。

この綾歌三山については、タブレットに丸亀市のホームページの切り抜きを載せておりますので、また御参照いただけたらと思います。

そちらの丸亀市のホームページには、我が町の埋蔵文化財としてホームページにも載っている西長尾城跡や指定有形文化財である十三重塔がある金剛寺について堂々と書かれています。そこにはまんのう町の文字は一切ございません。見ていただいたら分かるように、まんのう町とはどこにも書いてません。

つまりこのホームページによりまして、我が町の城山、猫山は丸亀市のものになってしまっていると。さらに、西長尾城跡も金剛寺も丸亀市のものと受け取られかねない状況にあります。今日は、城山、猫山を丸亀市から取り戻す策を皆さんと御相談したいと、このように思うわけです。

静岡県と山梨県の富士山論争、どっちのもんなんかという話もあるんですけど、富士山論争ならぬ、まんのう町と丸亀市の城山・猫山論争ということで、町のしっかりとした考えをお示しいただきたいと思います。

まず、城山と猫山に対する町の認識を問います。

綾歌三山、城山、猫山、大高見峰のうち、城山、猫山は我が町の住民にも親しみがあり、まんのう町の山であると思うのですが、執行部の見解はいかがでしょうか。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、ハイキングコースの整備ということで、綾歌三山、城山、猫山、大高見峰のうち、城山、猫山は我が町の住民にも親しみがあり、まんのう町の山であると考えますが、見解を問うの御質問にお答えいたします。

城山、猫山につきましては、まんのう町長尾に位置する山であり、町民にも親しみがあると考えます。

しかしながら、まんのう町側から見える部分はまんのう町に所在していますが、尾根付近に行政界があり、反対側については丸亀市に所在するものであり、所在地の解釈については、様々な御意見や由来があるとは思いますが、丸亀市、まんのう町にまたがって所在するものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** またがっているという、確かにまたがってはいるんですけども、そこはまんのう町の山だとお答えいただきたかったところでもありますけども、現実には境界は本当に山のとっぺんにございますので、それは一旦こちらに置いて、先ほどのホームページにもあるんですけど、西長尾城とか金剛寺十三重塔、これはまんのう町の宝やと思うんですね。まんのう町のホームページには載ってますから、だからこれは丸亀市のホームページにもちゃんとまんのう町と書いてもらえるように、ちょっと抗議したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、それはそれとして、次にハイキングコースの設定と登山道の整備について伺いたいと思います。

先ほども申しましたが、長尾地区の北山とか炭所東地区の金剛院への道は既にちょっと荒廃しているところもあるんですけども、あるようです。また、近辺の高齢者の方からは、ほかにも何か山道があるような情報もありますが、これはちょっと確かなところではありません。

また、先ほどの質問にもあるんですけど、長尾地区では、今後、地籍調査が行われますので、山中の境界を調査する過程で、こういった山道に踏み込んでいくんじゃないかなと思っております。

質問に当たって、炭所東の金剛院から猫山のほうへ地元の方を無理やり誘って登ってまいりました。その際の写真を同じくタブレットのほうに載せておるんですけども、①というやつで林道金剛院線というところ、ここに車を止めまして、行きました。

ここが阿弥陀越と言われるところで、2番、3番、4番、5番というところの写真がこの阿弥陀越えの場所なんですけども、ちょうどここも丸亀市との境になっておりまして、看板がいっぱい設置されてあったりするんですけど、3番の阿弥陀堂の管理は金剛院の方が、地元の方がされているようです。

トイレもあるんですけども、このトイレは恐らく丸亀市側のほうで設置したのかなと思います。

途中、5番をちょっと見てもらいたいんですけども、高丸山へと書いとる、この高丸山は長炭小学校の裏の山なんです。これは完全にまんのう町の山なんですけど、丸亀市の方が行けるように、何か道の看板を作ってくれてますね。

そこから分かれ道になつとるんですけど、高丸山へというほうと、4番のトイレのあるほうの道、ここが分かれ道なんですけど、私はちょっとトイレのほうの道を行きました。それを進んでいくと、6番の登山道、城山方面というところですよ。

途中、行きますと、ちょっと森が切れまして、北側の風景が見えるんですけど、遊園地

の観覧車が見えまして、その向こうに讃岐平野、それとお椀を伏せたように飯野山とか山々が見えて、瀬戸大橋も見えて、その向こう、本州も見えております。

そんな感じで登っていきまして、ずっと行きますと、途中、平たいところがあって、この8番の猫山へというところなんですけど、こういう看板もついております。

また途中、そこから登っていくと、西側のほうが見えまして、まんのう町の少し平野部分と燧灘のほうぐらいまで見えるんですけども、こういうところがありました。そして、山頂前はロープにつかまりながら登っていくということで、山頂へ到着と。

そちらで、先ほど町長の答弁にもありましたように、境界となるであろう山頂のところ、この辺りが境界点でないかなと思いました。

そこから、今度、別の道で降りていくんですけど、途中、地籍調査のくいが何本がございました。ここで地籍調査で入ってきたんだなということが分かります。

途中、また高丸山へという分かれ道がありまして、その後、足を滑らせながら降りてきたわけですけど、雨の後だったもので、ちょっと足が滑ったんですけど、無事、阿弥陀越えまで帰ってきた。そして、阿弥陀越えから今度は大高見峰のほうへ行く道もついているということでありました。

このように既存の道がありますので、これは丸亀市側の整備によるものです。これ以外の道もあるようなので、今後の調査が必要にはなるんですけども、新たなハイキングコース、城山、猫山の設定をしていただいて、登山道の整備を検討できないかということをお伺いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、新たなハイキングコース「城山・猫山」の設定をし、登山道の整備は検討できないかの御質問にお答えいたします。

ハイキングコースの整備ですが、現在、丸亀市側は民有林であり、綾歌森林公園として開設し、園内遊歩道を整備してハイキングコース等として利用されています。

真鍋議員提案のまんのう町の「新たなハイキングコース」設定及び登山道の整備ですが、現在、まんのう町側にある昔から利用されている山道を利用してのハイキングコースの検討であると考えますが、まんのう町側は国有林であります。ただ、機能類型としては森林空間利用というもので、国有林の森林を多様な目的に活用することが可能な国有林であります。

利用を行う場合には、香川森林管理事務所に事前相談が必要であり、使用許可または貸付契約の手続を行う必要がありますし、利用目的や施設の有無によっては手続も異なってまいります。

ハイキングコースを整備するに当たっては、まんのう町側は非常に急峻であり、安全対策等も十分に考慮する必要があると考えます。

また、丸亀市の場合は、ハイキングコースを利用するために、綾歌森林公園に駐車場がありますが、まんのう町でハイキングコースを整備する場合には、駐車場の確保も必要に

なってくると考えます。

以上の点等を十分に考慮し、実施する際には、関係機関等と検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 民有林、国有林ということで、ちょっとまんのう町側は国有林なので、すぐにはできないと思うんですけど、先ほど言った駐車場はかりん健康センターを使うといいんじゃないかなと、今、思いました。

予算の都合もあったり、いろんな制度の問題もありますので、道そのものの整備はなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、まずは看板の設置みたいな軽微なことからやっていくというのが必要かなと。あとまたそういった意味で、イベントなんかもできるようになれば、今後、いいかなと思っております。

結びに、丸亀市との連携について伺います。

先ほども申しましたが、富士山は静岡のものか山梨のものかという論争で、この論争は決着はつけておりません。むしろ決着をつけないことに意味があるように思います。城山や猫山もそのとおりで、我が町と丸亀市がどっちのものを競い合っている姿に面白みがあると思います。綾歌三山を守る会という団体があるんですけども、登山道の保全活動に力を入れており、定期的に城山、猫山、大高見峰を登り、各所の点検をしているそうです。

また、先ほどもありましたように、綾歌三山を守る会の設置による看板や道しるべが山中にあります。こうした活動に力を入れている方と話したときに、綾歌三山で城山、猫山と言われたので、ちょっと待ってつかという話になったんですけども、そういった中で連携をしていかないかということ、綾歌三山として城山、猫山を巡るハイキングコースを整備している丸亀市と観光振興や登山道整備の連携協議について行ってはどうかということをお伺いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 真鍋議員さんの、綾歌三山として城山・猫山を巡るハイキングコースを整備している丸亀市と観光振興や登山道整備について連携・協議を行う考えはあるのかの御質問にお答えいたします。

綾歌三山として城山・猫山を巡るハイキングコースは、丸亀市が管理する綾歌森林公園内の遊歩道等であります。現在、遊歩道の維持管理は森林公園内であり、丸亀市が行っておりますが、一部山道部分の維持管理業務については、綾歌三山愛好会に委託しているようでございます。現存する綾歌森林公園内の遊歩道、登山道に対する整備費用をまんのう町が負担することは非常に難しいと考えます。

また、この公園内の遊歩道等では、毎年、ハイキングを実施しているようですが、この綾歌三山愛好会が主体となり、実行委員会を立ち上げ、行っているようございます。

イベント実施も地元愛好会・実行委員会が主催であるために、観光振興連携等ができる

か、まず、綾歌森林公園を管轄する丸亀市に相談する必要があるのではないかと考えます。

まず、現在の状況等を確認していきたいと考えますので、御理解賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 1番、真鍋泰二郎君。

**○真鍋泰二郎議員** 連携のほう、ぜひお願いいたします。

登山道、ハイキングコースの整備の話なので、その道のりは大変なんですけども、「大空にそびえて見ゆるたかねにも 登ればのぼる道はありけり」、この一般質問がその第一歩になればと思います。

それでは、これをもって真鍋泰二郎議員1期目最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で13時、1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

**休憩 午前 11時36分**

**再開 午後 1時00分**

**○大西樹議長** 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、質問を許可します。

**○白川正樹議員** それでは、議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をしたいと思います。

4年任期の最終の質問を行います。

今回は綾子踊を伝承する会館の建設についてです。

昼からの質問ですので、聞いている方、プールに入って泳がないようにしてもらいたいと思います。今のネタは分かりましたか。

それでは、現在、装具、衣装は佐文公民館の二部屋を置き場所にして使用しています。のぼりなどの行列に使用する装具は階段を下りての部屋を、衣装は一部屋の大部分を使って収納ケースで1人ずつ棚に置いて片づけています。

特に2022年にユネスコ無形文化遺産に登録されてから、いろいろな団体から綾子踊を見たいので披露してほしいと依頼が来ますが、しかしながら、依頼の全部をかなえることはできておりません。団体からは出演時間の制約も要請されております。フルバージョンですと、行列から公開の踊りまで2時間ほどかかりますが、綾子踊とはどういうものかと少しでも分かっただけのように、12団の踊りを参加4団の短縮バージョンで構成するようにして、今のところは披露しております。

積んだり下ろしたりする装具、衣装が1か所で、しかも車両に積み込みやすい安い建物があれば、保存会役員の負担も軽くなるだろうと思っております。

綾子踊保存会としては、1971年、昭和46年ですけれども、4月21日に文化庁より記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択されたとの伝達があり、保存の機運がいやがうえにも盛り上がりました。

そして、1976年には国指定重要無形文化財になり、伝承しなければならないと考えるようになりました。

そして、2022年には栗田綾子踊名誉会長の御尽力により、ユネスコ無形文化遺産に登録され、住民みんな伝承することにモチベーションが上がりました。

昨年は大阪・関西万博に県の要請もあり参加することになりました。保存会としては、伝承するのに一つのいい経験になったと思います。

今年はユネスコ登録され初めての公開の年になります。例年より大勢の方が見学に来るだろうと思います。たころのM1ふうに言えば、世界に誇るトヨタ自動車ではなく、ユネスコ登録は町長ふうに言えば、世界が認めた綾子踊です。少子高齢化で同じ形態での伝承を考える時期に来ているのではないかと思います。

合併して20年になります。20周年記念イベントの一つとして、一過性のものでなく、形が残るものとして、秋の公開の場で伝承会館の建設を宣言されてはどうでしょうか。そうなれば、保存会としても、なお一層、伝承の原動力になるだろうと思います。町長のお考えをお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの、綾子踊を伝承する会館建設の考えはあるのかとの御質問にお答えいたします。

綾子踊はまんのう町佐文に伝えられてきた雨乞い踊りで、佐文が大干ばつに苦しんでいた頃に、佐文を訪れた僧侶が綾という女性に雨乞い踊りを伝授し、踊ったところ、突然大雨が降ったという由来が伝えられています。1年置きに佐文地域全戸から構成される佐文綾子踊保存会によって奉納されております。

昭和51年に国の重要無形民俗文化財に指定され、令和4年にはユネスコ無形文化遺産に登録された本町を代表する文化財となっております。

昨年5月3日には、大阪・関西万博において、本町を代表する民俗芸能として現地で公演を実施し、大変好評を得たところです。佐文綾子踊保存会の皆様の御協力に心より感謝申し上げます。

本町におきましては、多くの方々に綾子踊の魅力を知っていただくために、佐文綾子踊保存会と連携し、町内小学校での出前授業、パンフレット作製及び案内看板設置など、多くの保存伝承のための事業を行ってまいりました。

また、綾子踊の伝承においては、地元での保存伝承活動の充実も重要であると考えております。現在、伝承のための練習場所につきましては、地元施設等を活用しながら、一定の確保ができているところでございます。

一方で、綾子踊に使用する衣装や道具類は数が多く、さらに出張公演の機会も増えてい

ることから、施設の在り方について、佐文綾子踊保存会より新たな課題が寄せられています。

町といたしましては、佐文綾子踊保存会から寄せられている課題につきまして、御意見を賜りながら、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

今後とも、本町の文化行政への御支援を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 今、ちょっと町長の話なんですけれども、綾子踊を伝承するような会館のようなものを建てるとか、そういう話が聞けなんなんですけれども、そののところ、建てるかどうかを、もう一度、お願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの綾子踊会館、実際に建設していただけるのかどうかという御質問でございますが、これに関しましては、合併特例債も終了し、町の財政状況も厳しくなっております中、国や県において活用できる補助金や交付金制度がどのようなものか、詳細に精査して検討してまいりたいと考えております。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 原資がないということなんですけれども、みんなで知恵を絞って、これ、建てていただければ、また保存会も伝承に力が入ると思います。今まで以上に力が入ると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それで、例えば、今、琴南のほうに古民家とかいろんなのがあるでしょ。それごと持ってきて、いかにも古風な建物とか、それとか、佐文の公民館は、今、スレートで練習場をしておるんですけど、あれをちょっと中をリニューアルして、会館のようにするとか、敷地もたくさんあるんで、何か一ついい方法でももらいたいと思います。

今、さっきも言ったように、装備と衣装が別々なところに置かなければならないほど佐文公民館は狭いんですね。1か所に置けるような、さっきも言ったように、車で来たらすぐ乗せられるような、そういう建物のようなものを造ってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。町長、もう一度、お願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

佐文綾子踊はまんのう町の誇る大事な宝物でございます。会館というより、まず、衣装等の保存場所等につきましては、今後、十分考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** 今の答弁を聞いたら、何か置くような倉庫みたいな感じがしたんですけど、実は建物があったら、そこで練習もできるし、展示もできて、ほかの人が来た場合に、綾子踊がどういうものかというのを展示もできるんですね。町長も知っておる新潟

県の綾子舞会館みたいな大きいものは無理だと思いますけど、ああいうふうなのをぜひとも造ってもらいたい。それは1年や2年ではできんと思いますので、計画を立てるようなものがあるかどうか、もう一度、お願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 白川議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

そういった施設を建てるにしても、まず財源のほうの問題になっておりますので、町の財政も厳しくなっております中でありますので、県とか国に活用できる補助金、交付制度がないかということの詳細に精査してまずみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 10番、白川正樹君。

**○白川正樹議員** なかなか建てますというような答えが返ってこないんですけども、モチベーションが上がるし、今から少子高齢化、さっきも言ったように、人間がおらんということになっていきますので、いろいろ綾子踊の形態も考えないかんということなんで、ぜひともみんなで知恵とお金を出し合って、造っていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可いたします。

**○川原茂行議員** 今日8時半、ちょうど仲南地区の地蔵前、8時半に、私、おりました。最近の降雨、恵みの雨でございました。気になっておったので、ちょうど8時半にあそこの現場でおったところ、水道企業団のほうから、ちょうどそのとき電話が入りまして、水位も上がっておるようだから、ポンプを1台止めますよと、こういう電話だったんです。

私、2台止めたらどうですかと。といいますのは、ちょうど水源地のダムが朝8時半に80センチぐらいまで、満水のところに、80センチぐらい切れたところでおったわけです。これは常識的に考えたら、明日の朝までには当然水が飛ぶだろうと。ポンプ2台止めても飛ぶだろうという感じでおりました。企業団のほうで1台止めるで、2台止めたらどうですかと言ったんですが、1台は回させてくださいということで、1台回しておりました。

昼、帰りに、もう一度、寄ってみました。ちょうど12時過ぎですから、約4時間。朝、80センチ切れなところが、今、50センチ切れぐらいまで上がっておる。30センチ水位が上がっておるんですね。この状態ですから、水道企業団のほうでどう判断したのか。よく解釈すれば、原水に、町民に迷惑かけたらいけないということで、非常に慎重かつ責任を持った行為かなと取れるところも一部ある。しかし、裏を返してみれば、これだけ雨が降って水位が上がっておるのにもかかわらず、ポンプを回しておる無差別な考え方、やり方、これに私は理解しかねておるわけです。

これは経費がかかるだけじゃないんですね。ポンプを回す、電気代は要る、それに附属

する費用がかかる、手間もかかる。水道企業団は独立採算制であります。水道料金も上げますよという状態ではありますが、こういう姿勢自体をどこが追及するのか。これは、私、質問に出しておりませんが、まずその質問に入る前に、ちょっと総務課長、これはどんなんですかね。企業団がこんなやり方でいいんですか。最終的には住民に負担がかかってくるんです、水道料金を上げるわけですから。私は企業団の慢心というか、ちょっと考え方がおかしいのではないかなと、理解しにくいわけです。これをどう指摘していくのか、水道企業団に。企業団にそういうものを申し込む順番を教えてくださいませんか。もし我々が企業団に言えるのであれば、どういう手法で言えるのか、まず質問に入る前にお聞かせいただきたいと思います。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

実は私も朝8時ぐらいに来て、企業団のほうに昨日ぐらいからポンプのほうは2台とも止めたほうがいいのではないかとということで、川原議員さんのほうに御連絡したらどうかというのは昨日の時点でうちの総務課の防災担当のほうでは話がまとまらなかったわけなんです、なかなか向こうの企業団のほうから、昨日は議会がございましたので、多分、川原議員さんのほうと連絡がつかなかったんだろうと思っておりました。

今朝の話で、企業団がどう話したかというのはまだ私のほうは把握してないんですけれども、町の考え方としましては、企業団と一緒に水源の確保のほうは考えていくべきだと考えておりますので、そちらのポンプのほうは、水がほぼほぼ満水に近い、20メートルに近い状態であるのも確認を私しておりますので、ポンプのほうは止めたほうがいいのではないかとことを言うのは、総務課の危機管理の観点からも、企業団のほうを向いて言うというのは今後もしていきたいというふうには考えております。よろしく願います。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 総務課長さん、その話は分かりました、経緯は。けどもポンプを止めたらいだけの話じゃないんですよ。もし明日の朝、行ってしたら、堤防の上から飛びよるのにポンプが回りよる。これ、協力したら水利組合に対してどう申し訳しますか。片方は木柵池からポンプで上げよる。片方は降雨があったもんやから、水位が上がってきて、その上、ポンプで上げよるもんですから、堤防から飛びよる。過去にもあったんです、そういうことが。けども、こういう現実を踏まえて、町から企業団にどう話をしますか。といいますのは、最終的には町民の料金が上がりましたよとなるんですよ。水道のポンプだけがこういうことであれば、ほかのことも不必要なやり方をしておるのではないかなと、これはあくまで予想ですけど、そう思わざるを得ない状況が現実には起きとる。これに対して、企業団に対してどういう姿勢で臨んでいただけますか。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

町の危機管理としましては、企業団がそういうふうな考え方を持たないように、一緒になって水源の確保に努めているわけですので、そういう不必要なポンプを回すとかオーバーフローしてしまうような状態にならないように、こちらのほうも企業団の総務課、中讃BCのほうとしっかりと協議をするし、助言とか、そういうものはこれからもしっかりとしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 分かりました。それでは、わたしも今晚夜中に1回、早朝に1回、見に行って、飛んでおったら、そのときの話は再度させていただくことをお約束していただきたいと思います。

それでは、通告の質問に入らせていただきます。というようなことが前提にございました、町長さん。ですが、将来的にやっぱり今年と同僚議員も何人かが質問いたしました、少雨で渇水というのは身にしみております。

しかし、この反対、恐らくどこかで相当びっくりするぐらい降るだろうというようなことも予測しておかなきゃいけない。少雨か、洪水か、ちょうどいい年はまず少なくなってきたおる、こういう時代なんですね。常態化しておる、こういう少雨か、洪水か、この両方をどうやって解決していくのか。渇水するときにも困るけども、多過ぎてもこれまた災害で困ると。この両方を考えていかなきゃいけない時代に入ってきたわけです。

まず、両方を考えるときに、少ない雨のときには限られた資源を被害のないようにどうやってうまく運用していくか。集中豪雨が来て押しまくるときには、被害が出ないように、どういう水の配分を含めた調整をしていくのか、これを、今、直感的にでもいいですが、私、これ、昨年9月に質問いたしております。今後の渇水するとき、洪水のときの対応をどうしていくのかをお聞きしておりますが、それから数か月、どういう対応までいかなくても、計画をお持ちなのかお聞かせいただきます。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** まず、渇水対策についての御質問にお答えいたします。

水は住民生活や産業活動を支える基盤であり、安定的に確保することは利水対策の大きな柱の一つであると認識しております。とりわけ渇水は台風や豪雨災害と並んで水に関する大きなリスクであり、河川、ため池、水道水源といった施設の整備・管理を計画的に進めることが重要であると考えております。

このため、平常時においては、取水施設や送水施設の点検・改修を適切に実施し、水資源の有効利用と安定供給に努めることが求められます。さらに、気象情報や水位データを活用した水源管理、節水の啓発活動、農業用水と生活用水の調整といった取組も渇水時の影響を最小限に抑える上で不可欠でございます。

また、近年の気候変動の影響により、渇水や豪雨といった極端な気象現象が頻発していることから、単に町単独での対応にとどまらず、広域水道事業体や国・県、さらには水利組合など関係機関との連携を深め、情報共有と協力体制を強化していくことが、今後、ま

すまず重要になってくると考えられます。

本町といたしましても、利水の観点から、渇水時における水資源の安定確保と適切な管理体制の構築に努め、持続可能な地域づくりに資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道事業につきましては、平成30年度から香川県広域水道企業団に移管されているところですが、渇水による給水制限の実施に至れば、町民生活や企業経済活動に与える打撃は非常に大きく、香川県広域水道企業団と連携しながら、水系ごとの降雨状況、貯水状況に応じた対策が必要になります。

本町といたしましては、災害時の断水対策として給水タンクの整備を行う予定です。導入予定の給水タンクは給水所に設置可能であると同時に、軽トラック等への備え付けが可能であり、直接断水地域に水を届けることが可能です。また、この給水タンクは南海トラフ地震が発生した際にも応用することができます。

また、本年2月にはまんのう町渇水対策マニュアルを作成し、香川県広域水道企業団と共有し、さらなる渇水発生時の連携を深めておりますので、よろしく願いいたします。

次に、洪水対策についてでございます。

洪水から町民の生命と財産を守るためには、避難体制の整備や情報伝達といったソフト対策と並行して、河川や排水施設等のハード整備を着実に進めることが重要であると認識しております。

まず、国や県と協働しながら、河川改修や護岸の補強を通じて、洪水時における水位上昇や流速の増大に対応できる安全度を確保することが基本であると考えております。

近年の気候変動により、想定を超える集中豪雨が頻発していることから、従来の治水施設だけでは対応が難しい局面も見込まれます。そのため、町単独の取組にとどまらず、県や国の河川整備事業と連携し、広域的な治水計画の中で必要な事業を進めることがますます重要であると考えております。

本町といたしましては、今後とも施設の計画的な改修・強化と適切な維持管理に努め、ハード・ソフトの両面から洪水に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、まんのう町の洪水対策のソフト面といたしましては、総合防災ハザードマップを作成しています。総合防災ハザードマップには浸水想定区域、指定緊急避難場、危険箇所が地図にまとめられております。町民の皆様に広く周知するために、防災アドバイザーが各地区の総合防災ハザードマップを参考にしながら、事前の準備や発災時の対応について出前講座を行っております。

また、洪水警報が発令されれば、町長を本部長とする水防対策本部が設置され、各地区の雨量や河川水位等により避難指示を発令します。高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる方については、迅速・的確な避難行動が行われるよう、先ほど申し上げましたハザードマップの周知に加え、一人一人に応じた避難計画を具体的に策定・更新していく個別避難計画等の充実に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、おっしゃることは理解はできるんですが、現実問題として、渇水と洪水と両方対応できる方法を私は私なりに考えておる。今、ちょうどまんのう町の中に河川が3河川、財田川、金倉川、土器川と3河川ございます。その金倉川の上流に満濃池、これが香川県の最大の貯水量を誇る池なんですね。

現実を見ると、今、何十%あるか知りませんが、かなり減ってます。これを、今、水がたまっておるといいながら、あの水は下には堆積物があって、ガスが発生する。じっと止まってよどんでおるといような形なんですね。動いてないから、水があんまりいい水ではないはずなんです。しかし、これは生活用水にも使っておる。これを動かす方法、水を最後の一滴までうまく使える清流に近い状態でおれる方法を考えてはどうかと。これは洪水対策と渇水と兼ねられる。といいますのは、年間大体2回もしくは3回ぐらいはびっくりするぐらいな土器川、金倉川、財田川も水が出ます。少なくとも2回は出ます。出る水を一気に入れると。といいますのは、香川県の場合、河川が30キロそこそこなんです。降って、5時間、7時間すれば、流入する水が減るんです。問題は5時間ぐらいが勝負なんです、洪水のとき。雨が上がって5時間が勝負。このときに、今、現場をずっと、私、いろんな関係、作業の関係もあるもんですから、江畑のほうへ行きます。ちょうど土器川からの取水口が江畑の水路を通ります。あの水路を見てみると、大体3分の1ぐらいが最大、今まで土器川から取水するときに通っておる水なんです。

どこがいかんのかと。取水口からずい道、出るまでがいかんのです。あれを大きくして、一気に、今、100万トン通るとすれば、200万トンは江畑水路は可能です、断面から言って。ですから、あのずい道を出るまでを一気に取り込む。通常で言う一番暴れておる水は5時間か6時間です。その水を一気に土器川の流量を減らす、満濃池に取り込め。そういう計画を立てていくべきでないかと。これは渇水対策にも対応できるし、洪水対策にも対応できる。満濃池が約1,540万トンです。堆積物がどの程度たまっておるのかは分かりませんが、ここで2メートル引いておると、単純計算しますと250万トン、池ですから、上が広がりますから、200万トンから250万トンはたまる。絶えず満濃池の水位を2メートルなら2メートル減らしておれば、洪水のときには一気に入る。そういう水が土器川にあふれて仕方ない降雨量が年間2回ぐらいはあるだろうと私は思っております。これ、一度もなかったら、またこれは大ごとなんです。今度は渇水で大ごとなんです、そのときには、やはり満濃池の最大1,540万トンをフル運転できるような対応をする。私は絶えず土器川からの流入量を増やす方法を考える。これは渇水と洪水と両方を兼ねるだろうと。

水利慣行がございます。これは厳しくてなかなか改正は難しい。ですから、上流から満濃池へ一旦入れて、満濃池から土器川に排水する。これはちょっと規模が大きなかで、宝山湖がそういう方式なんです。宝山湖が香川用水から入れて、ポンプで持ち上げる。これを拡大解釈すれば、理屈は同じことになるんです。そういう方法を、土器川を含めた渇

水対策、洪水対策を考える必要があるのではないか。

一方、財田川は、今、野口ダムが115万トンです、建設当時が。今、浚渫しておりますが、かなり堆積物はたまっております。これも最大限2回降雨があったと仮定するならば、一気にほめる方法を考えなきゃいけない。土器川と同じです。ですが、ここは導水管が700ですから、大体日常6万トンぐらいしか通りません。ですから、開渠部分の水路のところを6万トンは絶えず通りますよという方法を考える。

もう一つ、野口ダムに、これは水深部の一番深いところで、満濃池へ行く基幹があるわけです。これは基本的には水深が20メートル、30メートルありますと、構造的には故障がないようにはしてあるんだろうけども、水圧がかかっておりますので、満水しておる、しかも上流からどんどん水が入ってきておるときには、管理人がよう抜かないんです。万が一、故障があったらと。万が一、止まらなったら、空になるまで水が出てしまいますよね。怖くて管理人がようやらないんです。現場はそういうところなんです。机の上で考えるようなものでないのが現実なんです。

ですが、少なくとも財田川は日常6万トンは入ります。うまく考えれば、野口ダムから直接入るところも、全開すれば22万トンいきますから、数字的には、けどもそれは一番深いところでありますから、水圧がかかるからよう抜かないというのが現実なんです。水位が減ってしまって、これなら大丈夫というときでなかったら抜けない。それが現場なんです。

ですから、少なくとも財田川、土器川、濁水と洪水と両方を兼ねる対応ができる方法を、町長さん、どうでしょうか、お考えになっては。この点、担当課長も含めていかがですか。

**○大西樹議長** 建設土地改良課長、川原涼二君。

**○川原建設土地改良課長** 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられました土器川と満濃池の関連についてでございますが、私も満濃池の導水路については、現在の導水路で満濃池に常時満水にする能力があるのかというのは非常に疑問ではあります。

私も以前から、個人的にはでございますが、あれを広げればというような意見は持っておりますが、先ほどおっしゃられたように、水利慣行であるとか河川法、その他、事業費の問題等、満濃池土地改良区のほうも苦慮なさっているというところはあろうかと思いません。

常時取るということはできませんが、洪水時に取ると。それから水を循環させて土器川に戻すというようなことでございますが、これについては、土器川は一級河川でありまして、二級河川も同じなんです、河川法という法律がかかっております。

河川法につきましては、非常に厳格でありまして、二級河川水系から一級河川水系への流入、あるいはそちらへの取水は非常に制限されております。その辺りの法的なところを全てクリアしなければならない問題になってこようかとは思いません。

ですが、今までの治水、あるいは濁水対策というのは、基本的に見直さなければならな

い時期に来ているというのは現実でなかろうかと思えます。土器川につきましては、国交省のほうで治水対策の見直し計画を現在進めております。ですが、利水に関するものについては、少し手薄な計画になるのかなという感じであります。洪水対策については、災害でございますので、国交省のほうもかなり手厚い対策になるのではないかなというふうに考えております。

この両方をクリアするためには、やはり多目的ダムというのが必要になってこようかと思えます。これにつきましては、土器川上流に以前計画されておりましたが、頓挫した経緯がございます。これは何度もあるんですが、ある国の政権時代に公共事業の投資を大幅に削減されたというあおりを受けて頓挫した状態になっております。

ですが、その辺りは国のほうもこのような気象状況等を考えていただいて、公共投資をもう一度見直していただく。特に四国のようなところは水があり過ぎる、なさ過ぎるというような極端な地形でございますので、そういったところをこれから市長さんをはじめ、知事、国のほうに要望していくというのが非常に大事ではないかというふうに思えます。

また、財田川につきましては、現在、野口ダムが115万トン程度ですかね、これは土地改良施設でございますので、多目的ダムというよりは土地改良施設としての農業用水の機能が大きいわけですが、上流にありますダム、小さなダム湖も含めて、飲料水の確保もしておるといような状況であります。

ですが、先ほどおっしゃられたように、野口ダム1つではなかなか柔軟な対応が難しいというのが現実でなかろうかなと思えますので、野口ダム同程度とまではいかななくても、ある程度の何かしらの施設を要望していくということはこれから考えていかなければならない時期に来ているのではないかと思えます。

具体的な答弁にはできないんですが、私の考えでございます。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 課長さんの個人的な意見としてはすばらしい発想なんです。

私、この次に言う、やっぱりダムが土器川は必要なんです。満濃池を最大限生かすのは、上流に、保険みたいなもんです。満濃池が、万が一、水がなくなったときにはどうするんやというのがなかったらなかなかできんのです。ダムが必要です。

財田川もどうしても上流にもう一つダムが必要。といいますのは、最近、県も、二級河川であれば県が管理しますから、8月に入れば2割下げてくださいと。8月以前にも、ちょっと10日ぐらい前になるかも分かりませんが、下げてくださいという要望があるんです。野口ダムが115万トンで2割下げたら、農業用水にまだ要る時期なんです。しかし、県は用心して、防災上、下げてくださいと。できれば池も下げてくださいというのがちらほら聞こえてきよるんです。農業用かんがいため池でさえ水位を下げてくださいと。こうなってくると、ダムを2つ並べるのが正解なんです。ダムというたらいかんというのであれば、何とか湖になるのか、貯水池なんです。貯水池を2つ並べて、両方とも2割下げると。これは洪水調整の役目も十分できますし、十分とはいかなくともかなりできます。渴

水対策には2つあるわけですから、2つ合わせた貯水量は1つ分よりは多くなると。渇水と洪水と両方を掛け合わせて考えないかん。片方だけ考えたって、これはなかなか難しい。香川県のそういう河川なんです。

東北のほうに、吉野川は四国でもありますが、何百キロもあるような河川と違うんです。雨が降って上がったら、先ほども言うように、5時間が勝負なんですよ。そこを何とか食い止めたら、災害も起きない。その発想、考え方を、ぜひとも町長さん、今、課長がダムを建設してはというような主観としてもすばらしい案だと思います。私もそういうことは日頃、数十年前から思ってきたわけですが、これを具体的に、町長さん、県と交渉する前のたたき台、まんのう町内の中でここにおいでる皆さんと一緒に本腰入れてやっていくお気持ちを伺います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどからお話がありましたように、本当に今まで想像したことのないような渇水とか洪水が頻繁に発生いたしております。そういったことで、今までのような考え方ではなかなか今の状況についていけないなというふうには私も思っております。

そういったことで、今後、土器川であれば国土交通省、それからまた、財田川であれば香川県、我々が考えるのと同じように国とか県もいろいろ考えていただいておりますので、一緒になって今後の洪水対策、渇水対策についてしっかりと方向性を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** まず、町長の腹が決まれば、できたようなもんなんですよ。熱意なんです、問題は。

これは言う必要はないんですが、数年前に千曲川が氾濫、決壊しました。このときの復興費用がどれくらい要ったのか、ちょっと後で調べておいてみてください。ダムの1つや2つ、すぐできますから。

それが1つ終わりました、これに関連しまして、森林整備について、森林の在り方を聞きたいと思っております。

この災害、また、少雨のときの渇水に大きく貢献しておりますまんのう町の森林1万3,000ヘクタールの中に、上流のほうだけでいきますと、約1万ヘクタールはあるのではないかなと思っておりますが、この森林整備、まして今回から森林環境譲与税2,000万円余りの用途について、この間、森林委員会の中でもいろいろ議論は出ておりますが、この基本となるべき町長の森林に対するまんのう町の取り組み方、即、言われますのは、香川県が歩調を合わせてこうなるだろうといいますが、他の自治体とはまんのう町が持つ森林の意味合いが違ふと私は思っております。といいますが、高松市がまんのう町より少し多いぐらいですね、森林が。しかし、高松市は人口がまんのう町と比べていかなもんかと。高松市が森林に持つ意味合いと、まんのう町が森林に持つ意味合いとは全然比較に

ならないと、いろんな面から私はそう理解しておるんですが、町長がまんのう町の持つ森林の意味合い、今後の森林に対する姿勢をお聞きいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの森林に対する質問に対してお答えいたします。

本町の森林・林業施策につきましては、令和5年度に策定したまんのう町豊かな森づくり基本計画において、基本的な森づくりの方針について整理し、今後の課題解決に向けて一つ一つ新たな施策について積み上げながら取り組んでまいりたいと考えております。

そういった観点から、まずは基本的な取組といたしまして、本町の森林資源についての現状を把握するために、昨年度に森林資源情報システムを整備したところでございます。

今後はこの情報を基にどの地域でどのような取組を実施していくかという段階に入っておりますが、まずは森林の持つ多様な機能を発揮することを基本としていくことが重要と考えております。その上で、林業分野としての森林資源の活用を念頭に置いた森林整備を推進してまいります。

そのため、今後の取組といたしましては、このシステムを森林組合等にも活用していただきながら、町内の森林資源を計画的に集約し、整備する体制を整えていきたいと考えております。

特に森林整備につきましては、町としてどのような計画を立てたとしましても、実際には森林所有者の方々の意向であるとか、森林整備を担います森林組合等の林業事業者の方々の実情を踏まえてのものとならなければ、現実的な取組として実効性のあるものにはなりません。

最近では森林所有者の森林経営への関心の低下により、放置森林の増加が懸念されているところですが、その対策としては、森林所有者と森林整備の担い手をつなぐことが重要であると認識いたしております。

中でも成熟しつつある森林資源を有効活用するという観点からは、搬出間伐を中心とした森林整備を推進することで森林の適正な管理を図るとともに、森林組合等の事業量を確保することにもなり、さらには林業の担い手の確保・育成を図ることにもつながることから、特に今後の取組として、森林組合を中心にした森林経営の集約化を支援してまいりたいと考えております。その中で改めて本町独自の施策を含め、有効な林業振興策となるような取組を検討してまいります。

これらの事業を実施するための財源が今後とも必要になると考えられますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 昨日、今日と一般質問、同僚議員が8名寄せました。町長さんの言葉の中で何回か出てまいるのは、例えば農業であれば、普及所、農地機構、JAとか、これら等と歩調を合わせて一緒になって考えていくということを言われていた。それは確かにいいことなんです。けども、これはほかの自治体との色が出ない。農業であれば、そ

こらと連携していくのは大事なことなんです、まんのう町の色をどこでつけるかというのが農業のこれからの持続可能な人材育成に関わってくるんです。各自治体、香川県で言えば8市9町、みんな考えておることなんです、そこらと連携するのはどの自治体もやるわけですから、まんのう町の独自の色がこの上につけば、特色ある農業であり、林業が色が出てくるわけです。

したがって、この間の森林委員会の中でも、今、町長がおっしゃる森林組合を中心にするのは確かにそうなんです。けども、森林組合の人数は従業員が問題なんです。作業できますかと言いたい。従事する森林組合の従事者が多くいれば、相当な作業もできます。いろんな方面で事業ができますが、人数が少ないのでは、やろうと思ってもできない。ましてや、9年度、来年、再来年には、10年度には県森連の製材等のことも出てまいります。そのときに材料がない、材料を出す人がおらない、これでうまくいったとは思えないんです。やっぱり森林に関わる人材育成をまんのう町独自の色を出しながら考える必要があるのではないかと。現実合ったことが非常に大事であろうと私は思っております。

森林委員会でも話が出ましたが、森林環境譲与税の話について、私は人材育成というのを主張いたしました。ところが、ある委員の方は、そういうことよりほかのこと、いろいろ計画は確かに必要なんです、大事なんです、そちらのほうばかりが主体で、全国統一したような意見が多く出てきたなというのが私の肌感覚であります。香川県、まんのう町の実情に即した意見がなぜ出ないのかと、不思議でいかないんです。私は少なくともそういう感覚でこの間も聞きましたが、そういうことで果たしていいのかどうか。確かに全国統一のほうが無難なのかも分かりませんが、そうじゃなくして、やっぱりまんのう町の立地条件に合ったようなやり方が非常に大事でないかなと。ですから、森林整備をしていくのであれば、森林組合を中心としてやっていけるような人材が育成できるかできないか、ここのことを森林組合とどういう態度で臨んでいくのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** それでは、ただいまの川原議員の再質問につきまして、所管課である農林課よりお示ししたいと思います。

まず、2点ほどあったかと思えます。

1つ目は、特色ある農業の在り方、まんのう町独自の在り方として何ができるのかということを考えるべきではないかという話だと思いますが、これまでもまんのう町の農業振興につきましては、町の農業委員会がシンクタンクとなって様々な事業に取り組んでおります。

大きなもので申し上げますと、やはり耕畜連携のWCS用稲の取組と、あと昨年初めて試験用栽培しました再生二期作米の取組、以上が大きなものでございますが、こういったことを通じて、町内の耕種農家さんの耕作意欲を維持して高めていくということを進めていきたいと。

もう一方の林業経営体の作業員の確保について、町独自の考え方ということですが、まずベースとしてお示しいたしますが、まんのう町の林野面積ですが、1万3,339ヘクタールございます。香川県が8万7,183ヘクタールですので、全体の15.3%、まんのう町の林野が占めているという形になります。高松市は1万4,224ヘクタールということで16.3%、大きく違いはありません。

ただし、森林環境譲与税額となりますと、高松市が7,624万円ほど、それとまんのう町が令和7年度で2,242万3,000円ということで、3倍ほどの開きがございます。林野率で言うと、まんのう町は68.5%が林野を占めているということもあって、森林整備を進める上での財源が不足するというのはこの数字を見ても明らかですので、担い手を育てるには、やはり県全体のレベルで考えていただかないと、なかなか作業員の育成に特化した取組は難しいという発想から、香川県の担い手対策推進協議会という組織を立ち上げて、事業費ベースで申し上げると、全体としては年間3,000万円程度で、担い手に特化した事業を進めています。

具体的に申し上げますと、まず3本の柱で進めておりまして、まず1本目が山で働く人を増やすという事業、それと2本目が山で働く人を生かす事業、それと3番目が山で働く人を支える事業ということで、それぞれに予算を配分して、担い手の育成に努めているところです。

とりわけ農業大学校に林業コースというのが新たに設置されてから、今年3月、初めて第1期の卒業生が3名できます。そのうちの1名は家業である林業を引き継ぐという、残りの2名はまんのう町内の森林組合に就職することが決まっております。こういった取組を通じて、やっぱり県全体でまずは見て、作業員の育成は財源も含めて見ていただくということは一方で進めていく。

それともう一つが、それでも足りない。であるならば、やっぱりまんのう町の森林委員会の中にも林業経営体の方に入っていていただいておりますので、現実的な話をお伺いした上で、支援できるべきところを具体化して、予算化できるものは予算化させていただきたいと考えておりますので、予算化についての御協力はいただくような形になろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○大西樹議長** 14番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 今、大学生が入って、森林にこれから熱心に取り組んでくれるということはありがたいことではありますが、なかなか森林の従事者となると難しいのは私は分かります。分かるんですが、実際、現場で働く人がおらんんだら、木は出てきません。このギャップをどう考えるかが問題なんです、現実問題として。なかなか、今、企業、職に就いておる方が働いてくれというても難しい。基幹的な労働者をどう考えていくかが今後の課題でなかろうかなと思っておりますので、ここらを十分研究、検討していただき、最後に町長さんをはじめとした執行部の熱意以外には物事は成就しないというのが私の85年の人生でございますので、この点だけ強く申し上げて、私の質問を終わります。ありが

とうございます。

**○大西樹議長** 以上で、14番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月19日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後2時07分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月4日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員